

3. 田園地域、森林、海洋を保全し、生物多様性を重視する農林水産業の推進

【生物多様性保全対策 365（204）億円】

— 対策のポイント —

「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産業が生物多様性に与える影響を計る指標を開発します。また、地域住民等が生物多様性保全に資する活動に参画するための支援を行います。

(生物多様性条約とは)

生物多様性条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること等を目的に1992年に採択されました。2002年に開催された生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）では、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標が採択されました。

(農林水産省生物多様性戦略とは)

農林水産省生物多様性戦略とは、農林水産業が生物多様性に与える負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として平成19年7月に策定したものです。

— 政策目標 —

- 2010年に名古屋で開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、日本から世界に向か農林水産業の生物多様性指標を公表
- 生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進

<内容>

1. 田園地域・里地里山における保全

- ① 全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。

〔有機農業総合支援対策 501(54)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ② 地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全し、地域住民と農業者が一体となって農業水利施設を維持・保全管理していくようにするため、環境用水等新たな用水の取得とその利活用に必要な施設整備等を支援します。

〔地域水ネットワーク再生事業（公共） 300(0)百万円
補助率：1／2、定額
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等〕

③ 農家や地域住民の理解を得ながら、「保全シンボル種」を設定し、生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備を実施します。

〔生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（公共） 200(0)百万円
補助率：1／2、定額
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等〕

2. 森林における保全

① 我が国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生態系の新たな保全管理手法の開発等を実施します。

〔「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 40(0)百万円
事業実施主体：民間団体〕

② 原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林を維持・保全する保護林の設定の推進を図ります。

【保護林拡充緊急対策事業 31(0)百万円】

3. 里海・海洋における保全

漁場環境に深く関わる生物多様性を保全するため、海洋生物の多様性の定量的評価手法の開発、赤潮・貧酸素水塊対策、希少水生生物の保全手法の開発等を図ります。

〔漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 363(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

4. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江などの後背地の森林や河川流域などにおいて、栄養塩類の供給・濁水の緩和等の漁場保全に資する森づくりを進めます。

〔漁場保全関連特定森林整備事業（公共） 10,000(10,000)百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：地方公共団体等〕

5. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

アジア地域諸国における植物に関連した生物多様性の保全、植物遺伝資源の持続的利用のための技術を確立します。

【アジアにおける植物遺伝資源の保全と
持続的利用の強化のための能力開発と地域協力 56(0)百万円】

6. 農林水産業の生物多様性指標の開発

環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法を開発します。

【農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 326(0)百万円
【生物多様性森林総合調査 30(0)百万円】

農林水産省生物多様性戦略の推進

戦略の策定と位置づけ

- 農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献。
- しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動などが生物多様性に負の影響。
- また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化。
- これらの負の影響を見直し、生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定。

これまで

①農林水産業の活動が生物多様性に与える負の影響

- 不適切な農薬・肥料の使用
- 経済性や効率性を優先した農地・水路の整備



[三面張りの水路]

- 埋め立て等による藻場・干潟の減少



[沿岸の埋め立て]

②担い手の減少による農林水産業の活動の停滞 (耕作放棄地の増加等)に伴う生物多様性に与える 負の影響

- 種の減少
- 鳥獣被害の深刻化



[田んぼに集う生きもの]

農林水産省生物多様性戦略 に基づく施策の推進

平成20年度
予算に反映

これから

○田園地域・里地里山の保全



- ・有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進
(冬期湛水による生物多様性保全) 等

- ・生物多様性に配慮した生産基盤整備
(環境との調和に配慮した水路) 等

- ・野生鳥獣被害対策(鳥獣の隠れ場所となる農地に接する藪などを刈り払い) 等



○森林の保全

- ・間伐等適切な森林の整備・保全

- ・優れた自然環境を有する森林の保全・管理 等



○里海・海洋の保全

- ・藻場・干潟の保全
- ・生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理 等

○森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

○遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

○農林水産分野における地球環境保全への貢献

○農林水産業の生物多様性指標の開発

- 新しい生物多様性国家戦略への反映。

- 平成22年(2010年)に我が国(愛知県名古屋市)で開催予定の第10回締約国会議において、本戦略に基づく農林水産省の取組を積極的にPR。

農林水産省 生物多様性戦略

(平成19年7月策定)

4. 国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備の推進

【森林整備事業・治山事業 3,347(2,824)億円の内数】

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 17(11)億円の内数】

【花粉発生源対策プロジェクト 32(0.8)億円の内数】

対策のポイント

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承のために、「美しい森林づくり」を推進します。

その内容は、総合的な間伐推進のための「美しい森林づくり」促進対策、美しい森林づくり推進国民運動の展開、花粉発生源対策などです。

(我が国の森林・林業の現状)

- 森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級（10齢級以上）の森林が約150万ha（45%）。
- 私有林の4分の1を不在村森林所有者が所有（327万ha）。
- 平成17年の木材の自給率が7年ぶりに2割台に回復。

政策目標

- 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 「美しい森林づくり」推進総合対策

(1) 「美しい森林づくり」促進対策

森林所有者の負担、地方財政事情など森林整備を巡る情勢に対処し、また、人工林の資源内容の変化等に対応するため、制度の充実を図るなど、総合的な取組を展開します。

充実内容 1 高齢級森林の利用間伐を進めます。

10齢級以上（46年生以上）の森林の間伐について、民間資金の活用、事後精算という全く新しい方式で助成します。

間伐実施者が、短期資金を民間金融機関から借り入れる際に、これに要す

る利子を国が全額負担します。返済は間伐による収入で行い、間伐実施により損失が発生した場合は、損失額の2/3（間伐経費の1/2以内）を国が補填します。間伐実施者はリスク軽減により意欲的な事業実施が可能となります。

高齢級森林整備促進特別対策事業 1,000(0) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県協議会

充実内容 2

7～9齢級の間伐への補助を本格的に実施します。

人工林の高齢級化に対応して、以下のとおり補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進します。

- ① 8, 9齢級（36～45年生）の割合が多い団地の間伐を実施します。
- ② 7齢級の間伐は、水源かん養や山地災害防止などの機能の程度にかかわらず補助の対象とします。

育成林整備事業等（公共） 44,074(35,065) 百万円の内数
補助率：3/10
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 3

現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設します。

間伐、耕作放棄地等への植林、非皆伐施業などに取り組むとともに、地域提案枠（事業費の2割）を活用した事業を実施することができます。

美しい森林づくり基盤整備交付金（公共） 1,000(0) 百万円
補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 4

定額助成方式による森林整備を引き続き実施します。

自治体や森林組合等が、集約化等の取組を行いつつ、森林所有者等の自己負担を軽減することができるよう、定額助成方式の間伐を推進します。

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）
2,169(1,971) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 5

森林整備法人等による「非皆伐施業」を推進します。

間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換に地域一体で取り組めるよう、合意形成、分収林契約の変更、協定締結等の取組を支援します。

「美しい森林」共同整備特別対策事業 700(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会

充実内容6 水土保全機能の低下した保安林を整備するため治山事業を充実します。

過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能や山地災害防止機能を回復するため、健全な成長促進を図る森林整備の対象齢級を引き上げ、また、えん堤等の治山施設の整備と併せて行う森林整備の制度を導入します。

保育事業、復旧治山事業等（公共）
75,228（59,533）百万円の内数
補助率：1／2、1／3等
事業実施主体：国、都道府県

充実内容7 路網の整備、間伐材の利用促進等を進めます。

低コスト作業システムに対応した路網整備を計画的に行うとともに、林業用機械の整備、間伐材の用途開拓等により間伐実施の条件を整えます。

【林道改良統合補助事業（公共） 689（550）百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 11,681（9,756）百万円の内数】
【間伐・間伐材利用推進プロジェクト事業 60（0）百万円】

充実内容8 利用間伐を推進する融資制度を創設します。

利用間伐に係る計画を策定し、これに基づき利用間伐を推進する者（林業を営む個人、法人等）に対する資金を創設します。

【金融措置要望（財務省）】

充実内容9 地方財政措置を充実します。

森林整備事業を円滑に進めるため、地方負担分についての財政措置を充実します。

【地方財政措置要望（総務省）】

充実内容10 効率的な森林整備が可能な担い手を確保します。

低コスト作業等に必要な技術を有する人材の育成・定着、森林組合等の林業事業体における「森林施業プランナー」の養成の加速化、高性能林業機械のリースによる導入を支援し、低コストで効率的な森林整備を担う林業就業者、林業事業体を確保します。

【緑の雇用担い手対策事業 6,700（6,700）百万円】
【施業集約化・供給情報集積事業 621（559）百万円】
【がんばれ！地域林業サポート事業 270（0）百万円】

(2) 美しい森林づくり推進国民運動の展開

別紙

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1, 747 (1, 118) 百万円の内数】

(3) 森林病虫害対策の推進

松くい虫被害の北上阻止のための防除対策やトキの野生復帰に向けた松林の保全対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の効果的な防除手法を開発します。

【森林害虫駆除事業委託 151 (151) 百万円】

【営巣木等保全整備事業 41 (41) 百万円】

【ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化調査 10 (0) 百万円】

2. 花粉発生源対策の推進

花粉症対策品種の開発、苗木の生産量の増大に向けた供給体制の整備を図ります。また、少花粉品種への更新・広葉樹林等への誘導を重点的に促進します。

【花粉発生源対策プロジェクト 3, 173 (78) 百万円の内数】

3. 緑資源幹線林道事業の廃止と新たな交付金の創設

緑資源幹線林道事業について、独立行政法人の事業としては廃止し、平成20年度からは、残区間を対象に地方公共団体等が実施する奥地森林地域における路網の骨格となる「山のみち」の整備に対して助成を行い、地域活性化を推進します。

〔 山のみち地域づくり交付金等（公共） 8, 000 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 〕

美しい森林づくり推進国民運動の展開

— 対策のポイント —

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。このために必要な活動やPRなどの経費について、民間の運動を支援していきます。

- ・「美しい森林づくり推進国民運動」とは、本年2月の美しい森林づくりのための関係閣僚による会合で合意され、幅広い国民の理解と協力を得て、以下の政策目標を推進するための運動です。本年6月1日には、民間主導で「美しい森林づくり全国推進会議」（代表：出井伸之（株）クオントムリープ代表取締役）が設置されています。
- ・この運動は、かけがえのない日本の国土を守り、美しい森林を子孫に伝えていくものです。
- ・このため、企業、NPO、森林所有者、都市住民等幅広い主体の参画を進めます。

— 政策目標 —

以下の事項を目標として、取組を推進します。

- 毎年55万ha、6年間で330万haの間伐により間伐対象森林の8割を「美しい森林」にします。
- 100年先を見据えた広葉樹林化等多様で美しい森林づくりを推進します。

<内容>

1. 国民全般、企業、NPOを対象とした取組

- (1) 緑化行事の開催や「美しい森林づくり推進国民運動」の展開による国民への普及啓発、企業等の森林づくり活動への参加を促進するための環境整備等を推進します。

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 | 475（169）百万円 補助率：定額 事業実施主体：民間団体 |
|--------------------------|--------------------------------------|

- (2) 我が国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生態系の新たな保全管理手法の開発等を実施します。

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 | 40（0）百万円 事業実施主体：民間団体 |
|----------------------|-------------------------|

- (3) 原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林を維持・保全する保護林の設定の推進を図ります。

| | |
|-------------|----------------------|
| 保護林拡充緊急対策事業 | 31（0）百万円 事業実施主体：国 |
|-------------|----------------------|

(4) 高い指導力を持つ人材の育成や森林・林業に対する理解を深めるためのプログラム作りなどを通じて森林環境教育を推進します。

森林環境教育推進総合対策事業 14 (14) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地域の森林づくりの推進役となる森林所有者等を対象とした取組

(1) 地域の林業をビジネスとして展開する経営感覚に優れた森林所有者の養成や、故郷に回帰する団塊の世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援、林業後継者等に対する林業体験学習等を通じた普及・啓発活動等を実施します。

林業後継者活動支援事業 108 (97) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 林業経営に意欲的な森林所有者で組織する林業グループ等による施業実施の働きかけに対して支援します。

吸收源対策森林施業推進活動緊急支援事業 96 (96) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(3) 森林所有者、市町村、地域住民等を構成員とする協議会を設置し、協議会が行う多様な森林づくりのための計画の策定や、これに基づく森林の管理・保全などの取組に対して支援します。

地域住民等との協働による美しい森林づくり推進事業 20 (0) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

3. 不在村森林所有者を対象とした取組

(1) 森林吸収量確保に向けて、未整備森林を対象に森林整備を進める必要があるため、森林整備に関心の薄い不在村森林所有者への効果的・効率的な働きかけを推進します。

森林吸収量確保のための不在村森林所有者対策 99 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体

(2) 都道府県庁所在地等における「ふるさと森林会議」の開催に加え、司法書士団体と森林組合系統との連携を通じた都市部在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけの強化等により施業の集約化を図り森林整備を推進します。

施業集約化・供給情報集積事業 621 (559) 百万円の内数
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

4. 間伐・間伐材等利用の推進

(1) 地域材利用の意義を訴える木づかいキャンペーン活動や、企業の調達を促進するための普及啓発活動、木材利用に関する教育活動（木育）等を推進します。

〔 日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業 182（182）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 間伐・間伐材利用の推進のため、間伐材の用途開拓、環境貢献ビジネスモデルの構築等の推進、間伐・間伐材利用コンクールを実施します。

〔 間伐・間伐材利用推進プロジェクト事業 60（0）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体 〕

「美しい森林づくり」に向けた施策の展開 [平成20年度概算要求]

【課題】

- 京都議定書森林目標の達成
H19年度以降6年間毎年55万ha計330万haの間伐実施が必要



- ・ 安定財源の確保に加え
・ 個人負担の軽減
・ 地方負担対策等が課題
・ コスト改革等の推進が必要

- 国民のニーズに応える広葉樹林化等多様な森林づくりの推進

- 局地的豪雨の頻発などにより、激甚な災害が発生する中、安全・安心の確保が必要

【「美しい森林づくり」推進総合対策】

～美しい森林づくりの基礎となる330万ha間伐の確実な実施～

○ 「美しい森林づくり」促進対策

① 多角的な取組の展開

- ・ 高齢級森林整備促進特別対策
(高齢級の利用間伐に対し経費補填を含む無利子融資型の新たな助成措置を導入し民間活力による間伐を推進)
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金
(市町村主導の下、地域の創意工夫を活かした間伐等を推進するための交付金の創設)
- ・ 未整備森林緊急公的森林整備導入モデル事業
(創意工夫により、地方、個人負担の軽減にもつながる定額助成方式の推進)
- ・ 育成林整備事業の拡充 (7~9歳級の間伐の助成を本格的に実施)
- ・ 「美しい森林」共同整備特別対策 (森林整備法人等による「非皆伐施業」の推進)
- ・ 林道改良統合補助事業の拡充等 (低コスト作業システムに対応した路網整備や間伐材の利用推進)

② 保安林機能強化緊急プロジェクト

荒廃した保安林等の水土保全機能の強化を図るため、補助対象階級の引き上げや治山施設整備と一体的な森林整備の推進などの対策を措置

③ 地方財政措置の充実

↑ 所有者の意欲の喚起、幅広い参画

○ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

行政機関や民間組織・企業・個々の国民が一体となった着実かつ効果的な国民運動の推進を図るために、企業・都市住民の参画や不在村を含む森林所有者による取組の促進などのソフト対策を総合的に推進

左記を達成するために必要な仕組みを検討
- 市町村に直接交付する交付金制度の創設
- 森林整備事業に係る地方財政措置の充実
等

コスト改革

低コスト・高効率作業システム等による間伐コストの低減と安定供給等による間伐材利用の拡大によって、間伐のトータルコストの低減を強力に推進。
また、これらに取り組む森林組合を明確化。

【安全・安心の確保】

○ 大規模山地災害総合対策

- ・ 既存施設の機能強化や火山防災林としての森林の活用などにより、効率的に山地防災力を強化
- ・ 危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策とも一体となった総合的な治山対策の推進

【花粉症対策】

○ 花粉発生源対策

- ・ 花粉症対策品種の開発、苗木の生産量拡大に向けた供給体制の整備
- ・ 少花粉品種への更新・広葉樹林等への誘導の重点的な実施

緑の雇用対策、林業・木材産業・山村の再生、バイオマス利用の推進等

「美しい森林づくり」の実現